



©宮城県・旭プロダクション



# セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報紙です。

セーフティ123に参加されているみなさん！宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転していますか？

**横断歩道は歩行者優先です！運転者も歩行者もお互いルールを守りましょう。**

## 【事例】

直線道路で、お店を探すことに気を取られながら漫然と運転し、信号機のない横断歩道を見落として一時停止を怠ったため、横断中の歩行者と衝突しそうになったもの。

## ドライバー語録

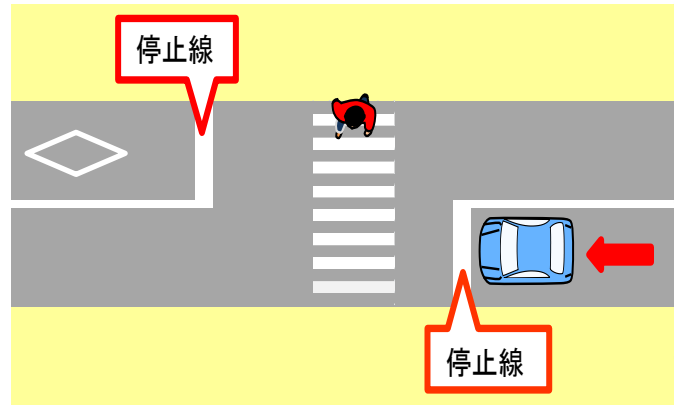
「えっ！横断歩道？どこにあったの？

信号機もなかったし…。」

「お店を探しながら、ゆっくり走っていて、全然気づきませんでした…。」

「危なかった～。ちょっとタイミングがずれていたら歩行者とぶつかっていました…。」

歩行者：「横断歩道だから、車は絶対に止まってくれると思って渡ったのに…。」



## 歩行者の交通死亡事故の多くは「道路横断中」に発生

横断中の歩行者が交通事故の犠牲となるケースは非常に多く、歩行者の安全が確保されているはずの横断歩道でも交通事故は数多く発生しています。

横断歩道手前の道路上には、この先に横断歩道があることを知らせる「◇」（ダイヤのマーク）があります。

この「◇」を見つけたら横断歩道に接近しているサインです。まずはスピードを落とし、横断歩道付近の歩行者の有無を十分確認しましょう。また、対向車線が渋滞するなどして横断歩道付近に車が止まっている場合は、「車の陰に横断者がいるかもしれない」と考えて、さらに気を引き締めて運転しましょう。



## 横断歩道に歩行者がいるときは「一時停止!!」

横断歩道を歩行者が横断、または、横断しようとしているときは、車両は横断歩道の手前で一時停止をして、歩行者の通行を妨害してはいけません。皆さん、運転免許を取る際に、自動車教習所等で必ず習っているはずです。

歩行者妨害は、交通違反です。例えば、普通車を運転中に「横断歩行者妨害」の違反をした場合、違反点数は2点、反則金は9千円となります。（法定刑は、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金となります。）

横断歩道に近づく際は、まずはスピードを落として細心の注意を払い、歩行者がいる場合は、必ず「一時停止」をしましょう。

## 令和4年度 夕暮れ時の交通事故防止運動

◎運動期間 令和4年10月1日(土)から令和5年1月31日(火)まで

### ☆運動の重点☆

- ・早めのライト点灯の推進
- ・ライトはハイビームが基本の周知徹底
- ・反射材やLEDライトの活用徹底
- ・高齢者の交通事故防止

### ★ドライバーのみなさんへ

- 早めのライト点灯を励行しましょう。
- ライトはハイビームが基本です。対向車がある場合等状況に応じてこまめにライトを切り替えましょう。
- 夕暮れ時は周囲が見えにくくなるので、スピードを抑え、横断歩行者等を早期に発見しましょう。
- 周囲が暗くなると、運転席から見て右から左へ横断する歩行者を見落としやすいことに気をつけましょう。

### ★歩行者・自転車利用者のみなさんへ

- 交差点や道路横断時の安全確認を徹底し、道路を横断する際は信号に従い、横断歩道等を通行しましょう。
- 道路横断時は、特に横断後半は左側から来る車をもう一度確認しましょう。
- 夜間は明るい目立つ色の服を着用し、反射材やLEDライトを有効に活用するとともに、自転車は早めのライト点灯を励行し、車体側面にも反射材を取り付けましょう。

### ◎ 夕暮れ時の事故防止「ラ・ラ・ラ運動」 ◎

- ライトオン ~ Light on ~ (早めのライト点灯)
- ライトアップ ~ Light up ~ (目立つ装備・服装)
- ライトケアフル ~ Right careful ~ (右側注意)

## 交通事故に遭われた方々へ

交通事故に関する無料相談を毎日行っております。(土日・祝日を除く)。ご家族や知人などで、交通事故のことでお困りの方などにもご紹介ください。※令和4年4月から窓口の一部変更があります。

窓 口	電 話 (問 い 合 わ せ 先)	弁 護 士 法 律 相 談 日 程
交通事故相談窓口	相談受付時間 月～金8:30～16:45(土・日・祝日、年末年始はお休みします。) ※弁護士法律相談 下記日程の14:00～16:00(下記の窓口で事前予約が必要です。)	
県庁交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日
大河原地方振興事務所県民サービスセンター	0224-53-3111 内線241	4月・7月・10月・1月の第3金曜日
北部地方振興事務所県民サービスセンター (※リモート相談のみ、要予約)	0229-91-0701 内線216	毎月第2・第4金曜日のリモート相談のみ
北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター	0228-22-2111 内線280	6月・9月・12月・3月の第3木曜日
東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター	0220-22-6111 内線294	5月・8月・11月・2月の第3火曜日
東部地方振興事務所県民サービスセンター (※リモート相談のみ、要予約)	0225-95-1411 内線3040	毎月第2・第4金曜日のリモート相談のみ
気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター (※リモート相談のみ、要予約)	0226-24-3186	毎月第2・第4金曜日のリモート相談のみ